

～犯罪等の被害にあわれた方々の安全・安心な暮らしの実現のために～

「羽幌町犯罪被害者等支援条例」を制定しました

誰もある日突然、犯罪被害者やその家族・遺族（犯罪被害者等）になるおそれがあります。犯罪に巻き込まれた犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害にとどまらず、被害後に受ける精神的な苦痛や経済的な損失等の二次的被害に苦しめられ、事件前の生活を取り戻せないようなケースも発生しています。

誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現には、犯罪被害者等に対する適切な支援が必要です。

町では、犯罪被害者等の被害の回復と軽減を図り、安全で安心な暮らしができる地域社会の実現を目指すため、令和7年4月に羽幌町犯罪被害者等支援条例を制定しました。

条例の概要

【基本理念】

犯罪被害者等の支援は、次の基本理念に基づき行います。

- 犯罪被害者等の個人の尊厳を尊重すること
- 犯罪被害者等の置かれている状況及び二次的被害が生じないよう配慮すること
- 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されること

【町の責務】

基本理念に則り、関係機関等と相互に連携を図りながら犯罪被害者等の支援に関する施策を推進するものとします。

【町民等・事業者の責務】

基本理念に則り、犯罪被害者等が置かれている状況および犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、町および関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとします。

また、事業者は、犯罪被害者等の就労に十分に配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとします。

主な施策

町では、「相談及び情報の提供等」「日常生活の支援」「居住の安定」「安全の確保」「町民等及び事業者の理解の促進」等の施策を行うほか、犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、見舞金を支給します。

【見舞金支給額】

- 遺族見舞金 30万円

犯罪行為により亡くなられた犯罪被害者のご遺族に支給します。

- 重傷病見舞金 10万円

犯罪行為により受けた心身の負傷又は疾病であって、その療養に要する期間が1月以上であると医師により診断された犯罪被害者に支給します。

※ いずれも当該犯罪被害発生時に町民であった方を対象とします

【相談窓口】

羽幌町役場 町民課町民生活係

〒078-4198 北海道苫前郡羽幌町南町1番地の1

☎ 68-7003(課直通) / FAX 62-3206

E-mail: c-seikatsu(アットマーク)town.haboro.lg.jp

※ 迷惑メール対策のため、返信の際は「(アットマーク)」を「@」に返還してください

➡お問合せ 町民課町民生活係 ☎ 68-7003(課直通)